

諮問庁：水産庁長官

諮問日：令和6年12月24日（令和6年（行個）諮問第232号）

答申日：令和8年3月11日（令和7年度（行個）答申第225号）

事件名：漁船船主である本人の保有個人情報の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる73文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が別表1の「保有個人情報」欄に掲げる保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、別表2に掲げる部分に記録された保有個人情報を対象として不開示情報該当性を検討し、改めて開示決定等をすべきであり、本件対象保有個人情報2につき別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月13日付け6水管第1432号一1により水産庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人は、特定法人Bの代表取締役であり、かつ、特定団体Cの代表理事であるところ、同人らが関与した特定日における特定市内での水産庁職員らに対する饗応接待行為（国家公務員倫理規定違反）により、当該職員らは相応の処分を受けたものと思われ、当該処分を行うに当たっては、審査請求人に対する事情聴取はなされていないものの、事実関係の確認等のために多数の関係方面から情報等の収集が行われ、それらが文書に記録され、当該文書が処分庁内で共有されているものと推定される。

また、令和4年9月27日開催の水産政策審議会第119回資源管理分科会等では、委員から、特定団体Cに所属する漁船があたかも無報告の違法漁獲を行っているかのような虚偽の発言があり、水産庁はそれが事実を反することを知りながらそのまま放置したものであるところ、これら虚偽情報を含めて水産庁には相当数の同様の情報提供があったものと推定され、それによって審査請求人が経営、運営にかかわる特定法人B及び特定団体Cの信用を大きく毀損するような情報が流布され、水産庁内においてもそれら情報が共有された可能性がある。

これら関係文書を職員のメール、関係先（店舗、審議会委員、大臣・国会議員ら）からの提供文書等を含めて広範囲に探索し、全面的に開示せよとの決定を求める。

(2) 意見書1

ア 理由説明書（下記第3の1（4）ア）によれば、水産庁が文書を再検索したところ、同庁職員の国家公務員倫理規程違反による処分に関係する3文書に「審査請求人の保有個人情報」が含まれていたとのことである。水産庁は「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとして「不開示」とするとのことであるが、その説明は抽象的であり、具体的根拠を欠く。関係3文書はすみやかに開示すべきであると考ええる。

審査請求人は、水産庁職員による上記の国家公務員倫理規程違反の原因にあるとみられる「饗応接待」なるものに関して、大臣許可漁船の船主として会食を主催し、同席した者であるが、水産庁から問い合わせも調査も一切受けていない。したがって、水産庁職員らによる事実の誤認や虚偽の申告に基づく説明内容が記録されているおそれがあり、審査請求人について誤った記述等があればそれらの訂正を申し入れる必要を感じている。

イ 水産庁職員が収受した上記「饗応接待」なるものに関する経緯をまとめた資料は、審査請求人の関係者から国会議員等広範囲に配布されている。これら国会議員の中には、その内容を知って、水産庁に対し、その事実確認、説明を求めた議員らもおり、処分に関わる上記3文書以外にも、水産庁内においてもそれらに対応した記録が文書として保存、共有されている可能性がある。関係職員の電子メール等によるやり取りを含めて、さらなる関係文書を検索し、開示すべきであると考ええる。

ウ 2020年11月以降、水産庁と審査請求人が船主である近海はえ縄漁船との間で、太平洋クロマグロ漁への自主的IQ（個別割当）を実施することについての話し合いが数回にわたって開かれ、審査請求人も中心的な利害関係者としてこれら話し合いの場に参加し、IQ制

度のあり方、水産庁等による制度設計の問題点等について意見を述べたものである。これらは水産政策審議会への諮問、審議に報告する制度案をめぐる重要な会議であり、公務を遂行する上での常識に照らせば、録音、メモ、出張報告書等が多数作成、共有されているはずである。

審査請求人が所有する漁船によるクロマグロ漁獲量の増加については自主的IQ実施前後から事実無根の情報などをもとにした誹謗中傷が一部漁業者や行政関係者の間で行われており、水産庁もそれら状況を把握し、情報を保存、共有していたはずである。文書搜索の範囲を広げたいうで、文書を特定し、公開すべきであると考ええる。

エ 水産庁は理由説明書の「5 審査請求人が主張するその他の事項について」（下記第3の1（5））の中で、水産庁職員らが前記の国家公務員倫理規程違反で処分を受けた際、審査請求人は、特定法人B代表取締役でも特定法人C代表理事の役職にもなかったとしているが、それら役職は審査請求時点におけるものを述べたものであって、対象とした2020年度以降は一貫して船主、オーナーであり、船頭として操業を指揮する立場にもあり、水産庁職員処分原因となった特定日の特定市における話し合いと会食の場には代表取締役ではなく審査請求人が実質的な決定権者として参加し、それを前提として水産庁幹部らも審査請求人と意見交換している。

個人名が必ずしも明記されていなくとも審査請求人に関わる記録とみることのできる文書は多数保存、共有されているものと思われ、文書を特定のうで、全部開示すべきであると考ええる。

（3）意見書2（補充理由説明書（下記第3の2）に対する意見）

ア 審査請求をうけて水産庁は「国家公務員倫理規程」に関係した3文書を新たに特定しつつ、「別表1」によれば、保有個人情報に記載されている部分35カ所のうち30カ所について「全て」を不開示としている。しかしながら、3文書が取り扱う倫理規定違反事案は、審査請求人本人も一方の当事者である。身内の職員らの説明を裏付けることなく厳正であるべき倫理規定違反事案の調査が行われ、審査請求人の人格が不当に貶められ、名誉を傷つけられている疑いは否めない。水産庁による実質不開示の決定は、審査請求人本人の知る権利、情報訂正を求める権利を過度に制限するもので不当であり、違法である。

イ 上記3文書が取り扱う倫理規定に関連する事案に関して、外部からの情報提供、通報を含めて、農林水産省が調査を進めるために収集した文書も多数存在し、審査請求人についての情報も記載されていることが推定される。再度、文書の探索を徹底すべきである

ウ また太平洋クロマグロのIQ制度試行に際し、水産庁は数回にわた

って審査請求人と特定市、特定県特定市等で意見交換を重ねてきた。水産政策審議会にも報告し、承認を求めたIQ試行について、事前に関係団体、関係漁業者の意見を個別に聞くために開催したこれら会議の記録、報告が作成、共有されていないのは極めて不自然である。関係職員の電子メール、復命書等を含めて文書の探索を徹底すべきである。

エ その他 水産庁による行政文書保存、開示の仕方はかなり恣意的で、水産庁にとって不都合な情報が意図的に廃棄されたり、隠蔽されたりしていると感じる。運用している文書管理規定が適切な内容であるのかも審査会で検討していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

法82条1項に基づき、令和6年9月13日付け6水管第1432号ー1で行った開示決定（原処分）に対する開示請求者（審査請求人）からの審査請求に関し、法105条に基づき、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するにあたり、原処分を維持することについての説明は以下のとおりである。

(1) 請求する保有個人情報の名称等（令和6年7月10日付け保有個人情報開示請求書）

別紙の1のとおり。

(2) 本件対象保有個人情報1の特定及び原処分について

審査請求人からの請求に基づき、水産庁が保有し、又は収集した、2020年度以降の審査請求人にかかる保有個人情報が含まれる文書を特定し、計73文書（別紙の2。本件対象保有個人情報1）を一部開示した。なお、本件対象保有個人情報1の特定にあたっては、審査請求人の氏名が含まれる文書に加え、審査請求人の氏名が含まれない場合でも、「特定法人B 代表取締役」及び「特定団体C 代表理事」と記載された文書についても、審査請求人が上記役職に在任している期間については、審査請求人が特定できる情報として、開示対象に含めている。

(3) 審査請求人の主張

上記第2の2(1)のとおり。

(4) 原処分を維持する理由

ア 審査請求を踏まえた対応について

当該審査請求を受け、水産庁において、保有個人情報が含まれる文書を改めて検索したところ、原処分において開示決定済みの本件対象保有個人情報1が含まれる文書（別紙の2）以外に、水産庁職員が、特定日に特定市内で饗応接待等を受けた行為の国家公務員倫理規程違反による処分に係る3文書に審査請求人の保有個人情報が含

まれることが判明した。当該3文書については、職員の処分を検討するにあたっての調査参考資料であり、法78条第1項7号へ（人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ）に該当するため不開示とする。なお、その他、審査請求人の主張に関連する文書を含め、保有個人情報が含まれるものの存在を確認することはできなかった。

イ 結論

以上のことから、審査請求人からの開示請求に対し、不開示理由を追加の上、当該原処分を維持することが妥当である。

(5) 審査請求人が主張するその他の事項について

なお、審査請求人は、「特定法人Bの代表取締役であり、かつ、特定団体Cの代表理事であるところ、同人らが関与した特定日における特定市内での水産庁職員らに対する饗応接待行為（国家公務員倫理規定違反）により、当該職員らは相応の処分を受けたものと思われ」と主張するが、審査請求人は、当該事案発生から処分に至るまで期間において、「特定法人Bの代表取締役」及び「特定団体Cの代表理事」の役職には就いていない。

また、令和4年9月27日開催の水産政策審議会第119回資源管理分科会において、審査請求人は「水産庁はそれが事実と反することを知りながらそのまま放置した」と主張しているが、同分科会において、上記発言に対してかつお・まぐろ漁業室長は、漁獲報告をしている旨を説明するなど、その場で正すべき点は正していたのであるから、水産庁が「放置した」事実はない。

2 補充理由説明書

下記のとおり、適用条項を追加するとともに、一部については、新たに開示することとする。

(1) 文書の特定について

水産庁において、保有個人情報が含まれる文書を改めて検索したところ、原処分において特定した文書（別紙の2に掲げる73文書）以外に、別紙の3に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」という。）に審査請求人の保有個人情報が含まれることから、当該3文書を追加して特定する。

なお、その他、審査請求人の主張に関連する文書を含め、保有個人情報が含まれるものの存在を確認することはできなかった。

(2) 当該3文書のうち審査請求人が開示を請求する該当箇所の特定について

審査請求人が開示を請求する保有個人情報に該当する部分（本件対象保有個人情報2）について別表1にて特定し、うち、不開示情報に該当する箇所については以下（3）のとおりとする。

(3) 不開示情報該当性について

不開示情報の適用条項に法78条1項2号及び同項3号イを追加したうえで、一部については、新たに開示することとしたい。

ア 法78条1項2号該当性について

当該3文書は、職員の処分を検討するにあたっての調査参考資料であり、別表1の通番1ないし17及び19ないし34に掲げる不開示とする部分には、職員に対する懲戒処分の内容及び懲戒処分の原因となった具体的な行為等に関する情報が記載されている。当該情報は審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号に該当し、いずれも公表事項とされていない情報であるため、法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないため、法78条1項2号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。

以上のことから、本件不開示維持部分は、法78条1項2号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法78条1項3号イ該当性について

当該3文書は、職員の処分を検討するにあたっての調査参考資料であり、別表1の通番1ないし17及び19ないし34に掲げる不開示とする部分には、職員に対する懲戒処分の内容及び懲戒処分の原因となった具体的な行為等に関し、事案の関係者に確認した情報などが記載されている。当該情報については、水産庁の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提出されたものであって、当該情報を公にした場合、当該情報を提供した法人等又は当該個人の権利及び地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法78条第1項3号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 法78条1項7号へ該当性について

当該3文書は、職員の処分を検討するにあたっての調査参考資料であり、別表1の通番1ないし17及び19ないし34に掲げる不開示とする部分には、職員に対する懲戒処分の内容、懲戒処分の原因となった具体的な行為及び当該処分に係る手続等に関する情報が記載されている。当該情報を公にした場合、調査を行う手法や内容が明らかになることにより、今後、同種調査において、関係者から行う調査結果は公になる可能性を秘めているといった認識が広まり、その結果、関係者から積極的な協力が得られなくなるなどの支障が

生じることに加え、調査対象者に対する調査の実施においても、調査を受ける際の認識として、必要最小限での返答に留めようとしてしまうなど、今後、同種調査を行うにあたり、調査の全容が明らかになりにくくなるなど、人事管理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号へに該当する。

エ 新たに開示する部分

当該3文書のうち、別表1に掲げる不開示とする部分以外の部分については、審査請求人が既知の情報であるため、今回、新たに開示することとする。

(4) 結論

以上のとおり、不開示情報の適用条項に法78条1項2号及び同項3号イを追加したうえで、一部については、新たに開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月17日 審査請求人から意見書1を收受
- ④ 同年4月11日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年5月9日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑥ 令和8年1月29日 本件対象保有個人情報2の見分及び審議
- ⑦ 同年3月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1を特定し、一部開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報1以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を追加して特定するよう求めているものと解されるところ、諮問庁は、別表1の「保有個人情報」欄に掲げる保有個人情報（本件対象保有個人情報2）を追加して特定し、その一部（別表1の「不開示部分」欄に掲げる部分）を法78条1項2号、3号イ及び7号へに該当するとして不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報2の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報2の追加特定の妥当性及び本件対象保有個人情報2につき不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報2の追加特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2(1)及び(2)において、別紙の3に掲げる3文書（水産庁職員に係る国家公務員倫理規程違反の調査等に関する

文書)に審査請求人の保有個人情報が含まれることから、当該3文書のうち、別表1の「保有個人情報」欄に掲げる部分(本件対象保有個人情報2)を追加して特定するが、その外には審査請求人の主張に関連する文書を含め、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を確認することはできなかつた旨説明する。

- (2) 諮問庁は、審査請求書における「審査請求人らが関与した特定日における特定市内での水産庁職員らに対する饗応接待行為(国家公務員倫理規定違反)により、当該職員らは相応の処分を受けたものと思われ、当該処分を行うに当たっては、審査請求人に対する事情聴取はなされていないものの、事実関係の確認等のために多数の関係方面から情報等の収集が行われ、それらが文書に記録され、当該文書が処分庁内で共有されているものと推定される。」との審査請求人の主張(上記第2の2(1))を受けて、別紙の3に掲げる3文書の存在を明らかにした上で、当該文書に審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するものがあれば、これを開示請求の対象として追加して特定すべきとしているものと解される。

審査請求人の上記主張は、審査請求人らが関与した特定の水産庁職員に対する供応接待に関し、当該職員について国家公務員倫理規程違反を理由とする処分がされたことを前提に、当該処分を検討するに当たっての調査等に関する文書に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めるものであると解されるところ、その存否を答えることは、当該職員について国家公務員倫理規程違反を理由とする処分がされた事実の有無(以下「本件存否情報」という)を開示することとなる。

本件存否情報は、法78条1項2号に規定する「開示請求者以外の個人(当該職員)に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件存否情報の公表等について説明を求めさせたところ、諮問庁は、当該事案に係る職員について国家公務員倫理規程違反を理由とする処分がされた事実は、「懲戒処分の公表指針について」(人事院事務総長発(平成15年11月10日総参一786))に基づき、当該職員を識別することができない内容で公表されている旨説明する。諮問庁の上記説明に加え、当該事案に審査請求人が関与した旨の審査請求人の主張を併せると、本件存否情報は、「慣行として開示請求者(審査請求人)が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(法78条1項2号ただし書イ)に該当すると認められる。

そうすると、本件存否情報は法78条1項2号に該当しないと認められるので、諮問庁が、別紙の3に掲げる3文書の存在を明らかにした上

で、当該文書に審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するものがあれば、これを開示請求の対象として追加して特定すべきとしていることは、妥当である。

- (3) その上で、当審査会において、諮問庁から別紙の3に掲げる3文書の提示を受けて見分したところ、別表1の「保有個人情報」欄に掲げる部分（本件対象保有個人情報2）には、審査請求人を識別することができる情報が記録されていると認められる。そうすると、諮問庁が、当該部分につき、本件請求保有個人情報に該当する審査請求人を本人とする保有個人情報であるとして追加して特定すべきとしていることは、不自然、不合理であるとはいえない。

もっとも、別紙の3に掲げる3文書には、諮問庁が追加して特定すべきとしている本件対象保有個人情報2（別表1に掲げる部分）の外に、別表2に掲げる部分に開示請求の対象となる審査請求人を本人とする保有個人情報が記録されていると認められるので、これを対象として不開示情報該当性を検討し、改めて開示決定等をすべきである。

そして、諮問庁は、別紙の3に掲げる3文書の外には、審査請求人の主張に関連する文書を含め、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書の存在を確認することはできなかった旨説明する（上記第3の2（1））ところ、これを覆すに足りる事情は認められないので、水産庁において、本件対象保有個人情報（原処分において特定された本件対象保有個人情報1及び諮問庁が追加して特定すべきとしている本件対象保有個人情報2）及び別表2に掲げる部分に記録された保有個人情報の外には開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

したがって、水産庁において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として別表2に掲げる部分に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として不開示情報該当性を検討し、改めて開示決定等をすべきである。

- 3 本件対象保有個人情報2につき不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表1の通番1、2及び19の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち、別紙の4に掲げる部分について

別表1の通番1、2及び19の「保有個人情報」欄に掲げる部分には、審査請求人らが関与した特定の水産庁職員に対する供応接待に関し、当該職員の行為に係る国家公務員倫理規程違反の調査の結果判明した事実に関する情報が記載されていると認められる。

別表1の通番1、2及び19の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち、別紙の4に掲げる部分には、①調査の対象となった職員の氏名、②調査

の結果判明した同職員が提供を受けた飲食の金額が記載されていると認められる。

しかしながら、当審査会において本件対象保有個人情報2が記録されている別紙の3に掲げる3文書（文書1ないし文書3）を見分したところ、審査請求人は、当該供給接待に関し、供給接待をした者であり、飲食費用を負担した者であると認められることからすると、上記①及び②の情報については、審査請求人が既に知っている又は知ることができる情報であると認められる。

そうすると、上記①の調査の対象となった職員の氏名は、法78条1項2号本文前段に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当するが、同号ただし書イの「法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると認められ、同号に該当しない。また、これを審査請求人に開示したとしても、諮問庁が上記第3の2（3）ウで説明するような同項7号へのおそれは認められない。

また、上記②の調査の結果判明した事実としての飲食費用の金額については、当該費用を負担した審査請求人に同費用の金額を開示したとしても、諮問庁が上記第3の2（3）イ及びウで説明するような法78条1項3号イ及び7号へのおそれは認められない。

したがって、別紙の4に掲げる部分は、法78条1項2号、3号イ及び7号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表1の通番1ないし17、19ないし34の「不開示部分」欄に掲げる部分（別紙の4に掲げる部分を除く。）について

標記の諮問庁が不開示とすべきとしている部分には、国家公務員倫理規程違反の調査において事案の関係者に確認した情報等が記載されていると認められ、法78条1項2号に規定する「開示請求者以外の個人（当該職員）に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」及び同項3号に規定する「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」が記載されていると認められる。

審査請求人の主張及び諮問庁の説明によれば、当該事案関係者に確認した事項及び確認の結果得られた情報は、公表されておらず、また、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれると認められる。

そうすると、標記の不開示部分のうち、法78条1項2号本文前段に該当する部分については、法令の規定により又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する

事情も認められない。そして、当該部分は、一体として個人識別部分であると認められるので、法79条2項の規定による部分開示の余地はない。

また、標記の不開示部分のうち、法78条1項3号本文に該当する部分については、審査請求人に開示することにより、当該情報を提供した法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、同号イに該当する。

したがって、標記の諮問庁が不開示とすべきとしている部分は、法78条1項2号及び3号イに該当し、同項7号へについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報1を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が本件対象保有個人情報2を追加して特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号へに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、水産庁において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として別表2に掲げる部分に記載された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として不開示情報該当性を検討し、改めて開示決定等をすべきであり、諮問庁が本件対象保有個人情報2につき不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同項2号及び3号イに該当すると認められるので、同項7号へについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同項2号、3号イ及び7号へのいずれにも該当しないので、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求保有個人情報

2020年度以降、大臣許可に基づく「かつお・まぐろ漁業」漁船船主でもある審査請求人に関して水産庁が保有し、または収集した情報すべて（審査請求人との間でなされた面談、電話相談等の対応記録、第三者など外部から提供された情報を含む）

2 本件対象保有個人情報1が記録された文書

- (1) 漁獲割当割合設定申請書（特定船舶D）
- (2) かつお・まぐろ漁業団体緊急連絡先
- (3) かつお・まぐろ漁業の許可申請書（特定船舶D）
- (4) 沿岸くろまぐろ漁業承認証（特定船舶E）
- (5) 沿岸まぐろはえ縄に係る漁業届出書（令和5年）（特定船舶E・特定船舶F）
- (6) 沿岸まぐろはえ縄に係る漁業届出書（令和6年）（特定船舶G）
- (7) 沿岸まぐろはえ縄に係る漁業届出書（令和6年）（特定船舶E・特定船舶F）
- (8) 財務の状況についての報告書（令和2年8月1日から令和3年7月31日）（令和4年11月24日付け特定法人B）
- (9) 財務の状況についての報告書（令和3年8月1日から令和4年7月31日）（令和4年11月24日付け特定法人B）
- (10) 財務の状況についての報告書（令和4年8月1日から令和5年7月31日）（令和5年12月20日付け特定法人B）
- (11) 質問書（令和4年10月13日付け特定法人C）
- (12) かつお・まぐろ漁業（近海まぐろはえ縄船）における令和3管理年度の漁獲状況に係るアンケート（令和4年11月1日付けかつお・まぐろ漁業室事務連絡）
- (13) アンケートに関する回答について（令和4年11月8日付け特定法人C）
- (14) 漁獲割当割合の二重の不公平な違憲施策に強く反対します！（令和5年6月8日付け特定法人C）
- (15) 令和6管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）漁獲割当割合の設定基準に係る意見について（令和5年6月20日付けかつお・まぐろ漁業室事務連絡）
- (16) くろまぐろ（大型魚）の資源管理に係る打合せ（令和5年6月21日付けかつお・まぐろ漁業室事務連絡）
- (17) 令和6管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）漁獲割当割合の設定基準

- に係る意見（令和5年6月28日付け特定法人C）
- (18) 送付書「クロマグロ大型魚の漁獲枠、拡大の際、新規参入のために差別されている我々に配慮してください」（令和5年7月14日付け特定法人C）
 - (19) 資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について（令和5年11月8日付け特定法人C）
 - (20) 太平洋クロマグロの新しい資源評価をもとにした漁獲上限と国内配分について（令和6年6月7日付け特定法人C）
 - (21) 第120回水産政策審議会資源管理分科会における参考人への旅費支給に係る級の格付けについて（4水人第387号）
 - (22) 旅費関係資料（審査請求人）
 - (23) 旅費データ（審査請求人）
 - (24) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号4083）（4水管第2156号）
 - (25) 行政文書の開示決定通知について（番号4083）（4水管第2156号-1）
 - (26) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号5149）（5水管第3123号）
 - (27) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号5150）（5管第3125号）
 - (28) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号5156）（5水管第3395号）
 - (29) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号5157）（5水管第3396号）
 - (30) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号5158）（5水管第3397号）
 - (31) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号5159）（5水管第3398号）
 - (32) 行政文書の開示決定等の期限の延長について（番号5160）（5水管第3399号）
 - (33) 行政文書の開示決定通知について（番号5149）（5水管第3123号-1）
 - (34) 行政文書の開示決定通知について（番号5149）（5水管第3123号-1）の一部修正について（5水管第3123号-2）
 - (35) 行政文書の開示決定通知について（番号5150）（5水管第3125号-1）
 - (36) 行政文書の開示決定通知について（番号5156）（5水管第3395号-1）

- (37) 行政文書の開示決定通知について(番号5157)(5水管第3396号-1)
- (38) 行政文書の開示決定通知について(番号5158)(5水管第3397号-1)
- (39) 行政文書の開示決定通知について(番号5159)(5水管第3398号-1)
- (40) 行政文書の開示決定通知について(番号5160)(5水管第3399号-1)
- (41) 行政文書の開示決定等の期限の延長について(番号6001)(6水管第152号)
- (42) 行政文書の開示決定通知について(番号6001)(6水管第152号-1)
- (43) 行政文書の開示決定等の期限の延長について(番号6002)(6水管第153号)
- (44) 行政文書の開示決定通知について(番号6002)(6水管第153号-1)
- (45) 行政文書の開示決定等の期限の延長について(番号6029)(6水管第457号)
- (46) 行政文書の不開示決定通知について(番号6029)(6水管第457号-1)
- (47) 行政文書の開示決定等の期限の延長について(番号6030)(6水管第458号)
- (48) 行政文書の不開示決定通知について(番号6030)(6水管第458号-1)
- (49) 行政文書の開示決定等の期限の延長について(番号6031)(6水管第459号)
- (50) 行政文書の開示決定通知について(番号6031)(6水管第459号-1)
- (51) 審査請求書(令和6年7月3日付け特定法人C)
- (52) 水産政策審議会第120回資源管理分科会の議事録について(4水管第3276号)
- (53) かつお・まぐろ漁業者の操業遵守事項の一部改正について(令和5年8月1日付け5水管第1296号)
- (54) 大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業における漁獲報告に係る取扱要領について(5水管第3257号)
- (55) 令和6年度くろまぐろ全国会議参加登録票(特定法人C)
- (56) 「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について(周知)(6水漁第

433号)

- (57) 小型するめいか釣り漁業に係る漁獲成績報告書（令和6年2月27日）
 - (58) 「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について（5水管第2409号）
 - (59) 太平洋広域漁業調整委員会指示第43号の4の規定に基づく沿岸くろまぐろ漁業の操業の承認について（4太委第44号）
 - (60) 太平洋広域漁業調整委員会指示第43号の4の規定に基づく沿岸くろまぐろ漁業の操業の承認について（4太委第53号）
 - (61) 太平洋広域漁業調整委員会指示第43号の4の規定に基づく沿岸くろまぐろ漁業の操業の承認について（4太委第110号）
 - (62) 太平洋広域漁業調整委員会指示第43号の4の規定に基づく沿岸くろまぐろ漁業の操業の承認について（4太委第113号）
 - (63) 太平洋広域漁業調整委員会指示第43号の4の規定に基づく沿岸くろまぐろ漁業の操業の承認について（6太委第31号）
 - (64) 令和4年（行ウ）第45号・第101号漁獲割当割合と漁獲量決定の取消等請求事件
 - (65) 令和4年（行ク）第10001号保全命令申立事件
 - (66) 令和4年（行ク）第24号仮の義務付けの申立事件
 - (67) 令和4年（行ク）第25号執行停止申立事件
 - (68) 令和4年行（ス）第24号漁獲割当割合と漁獲割当量の決定の仮の義務付けの申立即時抗告事件
 - (69) 令和4年行（ス）第26号保全命令申立即時抗告事件
 - (70) 令和4年（行ウ）第262号漁獲割当割合と漁獲量決定の取消等請求事件
 - (71) 令和5年（行コ）第88号漁獲割当割合と漁獲量決定の取消等請求控訴事件
 - (72) 行政不服審査法に基づく弁明書の提出について（特定法人Bによる漁獲割当割合等の設定処分に対する行政不服審査請求）（6水管第1075号）
 - (73) 令和6年（行ウ）第138号漁獲割当割合と漁獲量決定の取消等請求事件
- 3 諮問庁が追加して特定すべきとしている本件対象保有個人情報2が記録されている文書
- 文書1 国家公務員倫理法関連規定に基づく報告に関する文書（3水人第296号）
 - 文書2 職員に対する国家公務員倫理規程違反の調査に関する文書（3水人第308号）
 - 文書3 職員に対する国家公務員倫理規程違反の調査に関する文書（3水人

第309号)

4 本件対象保有個人情報2につき、諮問庁が不開示とすべきとしている部分（別表1の「不開示部分」欄に掲げる部分）のうち、開示すべき部分

(1) 文書1

別表1の通番1の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち、次に掲げる部分を除く部分

ア 10行目12文字目から35文字目まで

イ 13行目17文字目から36文字目まで

(2) 文書2

別表1の通番2の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち、次に掲げる部分を除く部分

ア 10行目12文字目から35文字目まで

イ 13行目17文字目から36文字目まで

(3) 文書3

別表1の通番19の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち、次に掲げる部分を除く部分

ア 10行目12文字目から35文字目まで

イ 13行目17文字目から36文字目まで

(注) 行は、当該項目の標題の行を数えない。

別表 1

(諮問庁が追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしている本件対象保有個人情報 2)

通番	文書番号	ページ (当該文書の頭から数える)	保有個人情報	不開示部分	不開示理由 (本文第3の2(3)アないしウ)
1	文書1	6ページ	4 調査の結果判明した部分(1~22行目)	・調査した者の氏名 ・調査により判明した内容	ア イ ウ
2	文書2	8ページ	7 調査の結果判明した部分(1~17行目)	・調査した者の氏名 ・調査により判明した内容	ア イ ウ
3	文書2	22ページ	職員聴き取り概要 4. 概要(10~15行目)	全て	ア イ ウ
4	文書2	23ページ	職員聴き取り概要 4. 概要(14~19、24~32行目)	全て	ア イ ウ
5	文書2	24ページ	職員聴き取り概要 4. 概要(1~4、16~28行目)	全て	ア イ ウ
6	文書2	26ページ	職員聴き取り概要 4. 概要(1~23行目)	全て	ア イ ウ
7	文書2	27ページ	職員聴き取り概要 4. 概要(全ての行)	全て	ア イ ウ
8	文書2	28ページ	職員聴き取り概要 4. 概要(16~30行目)	全て	ア イ ウ

9	文書 2	32 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (12～24行目)	全て	アイウ
10	文書 2	34 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (10～17行目)	全て	アイウ
11	文書 2	36 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (5～10行目)	全て	アイウ
12	文書 2	37 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (1～26行目)	全て	アイウ
13	文書 2	38 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (11～23行目)	全て	アイウ
14	文書 2	39 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (5～26行目)	全て	アイウ
15	文書 2	40 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (1～2行目)	全て	アイウ
16	文書 2	46 ページ	調査の結果判明した部分 (全て)	全て	アイウ
17	文書 2	50 ページ	調査の結果判明した部分 (全て)	全て	アイウ
18	文書 2	51 ページないし 55 ページ	参考資料定款 (全て)	(※不開示箇所なし)	—
19	文書 3	6 ページ	7 調査の結果判明した部分 (1～17行目)	・ 調査した者の氏名 ・ 調査により判明した内容	アイウ
20	文書	20 ページ	職員聴き取り概要 4. 概要 (10～	全て	アイ

	3		15行目)		ウ
21	文 書 3	21ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(14～ 19、24～32 行目)	全て	ア イ ウ
22	文 書 3	22ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(1～ 4、16～28行 目)	全て	ア イ ウ
23	文 書 3	24ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(1～2 3行目)	全て	ア イ ウ
24	文 書 3	25ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(全ての 行)	全て	ア イ ウ
25	文 書 3	26ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(16～ 30行目)	全て	ア イ ウ
26	文 書 3	30ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(12～ 24行目)	全て	ア イ ウ
27	文 書 3	32ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(10～ 17行目)	全て	ア イ ウ
28	文 書 3	34ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(5～1 0行目)	全て	ア イ ウ
29	文 書 3	35ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(1～2 6行目)	全て	ア イ ウ
30	文 書 3	36ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(11～ 23行目)	全て	ア イ ウ
31	文 書 3	37ペー ジ	職員聴き取り概要 4. 概要(5～2 6行目)	全て	ア イ ウ
32	文	38ペー	職員聴き取り概要	全て	ア

	書 3	ジ	4. 概要（1～2 行目）		イ ウ
33	文 書 3	44ペー ジ	調査の結果判明し た部分（全て）	全て	ア イ ウ
34	文 書 3	48ペー ジ	調査の結果判明し た部分（全て）	全て	ア イ ウ
35	文 書 3	49ペー ジないし 53ペー ジ	参考資料定款（全 て）	（※不開示箇所 なし）	—

別表 2

(本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 2 の外に、開示請求の対象として特定し、不開示情報該当性を検討し、改めて開示決定等をすべき保有個人情報が記録された部分)

文書番号	該当部分 (ページは当該文書の頭から数える)
文書 1	6 ページ 2 9 行目ないし 7 ページ 2 2 行目
文書 2	8 ページ 3 7 行目ないし 9 ページ 1 行目
	9 ページ 6 行目ないし 4 2 行目
	1 6 ページ 8 行目ないし 2 3 行目
	4 5 ページ (全て)
	4 7 ページ (全て)
	4 9 ページ (全て)
文書 3	6 ページ 3 7 行目ないし 7 ページ 1 行目
	7 ページ 6 行目ないし 4 3 行目
	1 4 ページ 8 行目ないし 2 3 行目
	4 3 ページ (全て)
	4 5 ページ (全て)
	4 7 ページ (全て)